

条件付一般競争入札(入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式【特別簡易型】)  
公告共通事項

1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札書提出期限日において、色麻町（色麻町建設工事参加業者等の指名停止要領）及び宮城県並びに国から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項に該当しない者である。）
- (3) 色麻町入札契約暴力団等排除要綱別表に該当する者でないこと。

2 入札手続等

(1) 入札参加申請

この入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない。

(2) 設計図書等の閲覧等

当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。

イ 閲覧の期間及び場所は、入札公告に示すとおりとする。

ロ 設計図書等の質問について

(イ) 設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けている質問書に記入の上、入札公告に示す期間内に指定の場所に提出することができる。

(ロ) 質問書に対する回答書は、入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。

ハ 設計図書等の複写について

閲覧期間中、入札公告に示す場所において、閲覧図書等を有料で複写することができる。

(3) 入札方式並びに開札の日時及び場所等

入札書は、書面により作成した入札書を郵送により提出する入札とし、開札の日時及び場所は入札公告に示すとおりとする。

(4) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするため確認の必要がある者について行う。

3 入札方法等

(1) 入札書の提出

イ 入札書の提出期限及び提出先は、入札公告に示すとおりとする。

ロ 入札書は、配達証明付郵便により入札公告に示す入札書郵送先に、

提出期限までに到達しなければならない。

ハ 入札書の郵送は、二重封筒とし、入札書及び工事費内訳書を中封筒に入れ、封かんの上、入札者の名称及び入札参加登録承認番号、入札に係る工事名及び開札日を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒、総合評価技術資料（別記様式1）、入札公告で指定された書類及び連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に開札日及び入札書在中の旨を朱書きすること。また、1つの外封筒に2つ以上の入札書を同封してはならない。

ニ 持参、電報、ファクシミリ及びその他の電気通信による入札書の提出は認めない。

ホ 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

ヘ 既に提出した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。

(2) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができる。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に關係のない色麻町職員を立ち会わせて行う。

(3) 落札の決定に当たっては、入札書に記載競れた金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は1回とする。

#### 4 入札保証金

免除する。

#### 5 落札者の決定方法

「色麻町建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）の試行に関する要綱」及び「色麻町特別簡易型総合評価落札方式落札者決定基準」に示すとおりとし、入札価格が、色麻町建設工事執行規則（以下「建設工事執行規則」という。）第11条第1項に基づき作成された予定価格（以下「予定価格」という。）以下で、建設工事執行規則第12条の2に基づき最低制限価格を設定した場合においては、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、総合評価点の最も高い入札者を落札候補者とし、資格審査により順次落札者を決定する。

#### 6 入札参加資格の確認等

##### (1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落

札候補者は、入札公告に掲げる書類を提出しなければならない。なお、資格確認及び総合評価の結果、落札者が決定したときは、既に入札参加資格確認及び総合評価を受けた者を除き、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

- (2) 入札参加資格確認書類及び総合評価に必要な書類（以下「総合評価技術資料等」という。）の提出方法、提出期限及び提出場所

イ 提出方法

入札公告に示す入札担当課に持参すること。

ロ 提出期限

町長より入札参加資格確認書類の提出を求められた日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）とする。ただし、町長が特別な事情があると認めた場合はこの限りではない。

- (3) 入札参加資格の確認及び総合評価に基づく落札の可否については、総合評価技術資料が提出された日から起算して5日以内（休日等を除く。）に通知する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合、調査基準価格を下回る入札であった場合等は、この限りではない。

- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内（休日等を除く。）にその理由について書面で問い合わせすることができる。

- (5) (4)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を入札公告に示す入札担当課に提出すること。

- (6) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める入札参加資格確認のための書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格のための書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

7 入札の無効等

- (1) 建設工事執行規則第16条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (2) 落札候補者が、入札期日以降落札決定までの間に入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、当該落札候補者のした入札は、効力を失う。

- (3) 契約締結後において、(1)又は(2)により入札が無効となることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならない。

8 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。

9 その他

- (1) 入札参加者は、建設工事執行規則を遵守しなければならない。
- (2) 入札公告の事業所の所在地に関する条件に「宮城県内の指定する

「地域」と示したときの「地域」とは別表に掲げるところによる。

(3) その他不明な点については、入札担当課（電話0229-65-2111）に照会すること。

別表

地域名	大崎	石巻	登米	栗原
市町村名	涌谷町 大崎市 美里町 加美町 色麻町	石巻市 東松島市 女川町	登米市	栗原市